

看板の内容	単価	金額
一部を除き広告板、広告塔、アーチ、 壁面広告、その他これらに類する広告物やそ れを掲げる物件（※ネオンサインその他電飾 設備を有しないものに限る）	広告物表示面積 5 平方メートル 又は 5 平方メートル未満の端数につき	・許可期間が 1 年以下のものは 9 0 0 円 ・許可期間が 1 年を超え 2 年以下のものは 1 5 2 0 円 ・許可期間が 2 年を超えるものは 2 2 4 0 円
一部を除き広告板、広告塔、アーチ、 壁面広告、その他これらに類する広告物やそ れを掲げる物件（※ネオンサインその他電飾 設備を有するものに限る）	広告物表示面積 5 平方メートル 又は 5 平方メートル未満の端数につき	・許可期間が 1 年以下のものは 1 2 0 0 円 ・許可期間が 1 年を超え 2 年以下のものは 2 0 9 0 円 ・許可期間が 2 年を超えるものは 3 0 8 0 円
電柱等利用広告物許可申請手数料	1 個につき	3 0 0 円
立看板に係るものに限る	1 枚につき	2 0 0 円
貼り紙に係るものに限る	1 0 0 又は 1 0 0 枚未満の端数につき	4 0 0 円
貼り札に係るものに限る	1 枚につき	8 0 円
広告幕又は広告網に係るものに限る	1 枚につき	3 0 0 円
アドバルーンに係るものに限る	1 個につき	6 0 0 円
その他広告物	1 個につき	3 0 0 円

養老町手数料条例より